(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器購入の一部を助成することにより、言語の発達、コミュニケーション能力の向上等を支援することを目的とする。

(対象児)

- 第3条 この事業の助成を受けることができる者は、次の要件をすべて満たす満18歳未満の難聴児 (以下「対象児」という。)とする。
 - (1) 市内に住所を有し、居住していること
 - (2) 身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象とならないこと
 - (3) 両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満であること
 - (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること
- 2 前項の規定にかかわらず、対象児の保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。)の属する世帯に、助成金の交付申請を行う日の属する年度(4月から6月までに申請する場合にあっては前年度)の<u>市民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は対象外とする</u>。(助成金の交付額)
- 第4条 助成金の交付対象となる購入費用の基準額は、別表に定める額とし、助成金の交付額は、基準額又は補聴器の購入若しくは修理に要した費用額のいずれか低い額の2分の1(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 助成金の対象となる補聴器は、装用効果の高い側の耳の片側装用を原則とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、医師が教育・生活上等真に必要であると認めた場合は、両耳に装用することができるものとする。この場合における助成金の額は、左右それぞれについて算定した額を合算した額とする。

(助成金の申請回数)

- 第5条 補聴器の購入に係る助成金は、次条第1項第1号に定める指定医の意見書があった場合にの み申請できるものとし、耐用年数5年以内は原則申請できない。
- 2 補聴器の修理に係る助成金は、補装具購入申請の支給後9ヵ月(修理申請の支給の場合は、修理 後3ヵ月)経過していれば申請できるものとする。ただし、災害等本人の責任によらない事情によ り補聴器を毀損した場合はこの限りではない。

(申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、軽度・中等度 難聴児補聴器購入費等助成事業申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を 添えて、市長に申請するものとする。ただし、補聴器の修理に係る助成金を申請する場合は、第1 号に規定する意見書の添付は要しないものとする。
 - (1) 指定医が記載した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書(様式第2号。以下「意見書」という。)
 - (2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
 - (3) 市民税所得割額の確認できる書類(瀬戸市で確認できない場合に限る。)

(交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、交付の決定をした場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業交付決定通知書(様式第3号)を、交付を却下した場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業申請却下通知書(様式第4号)により、申請書を提出した者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。(助成金の請求)
- 第8条 前条の交付の決定の通知を受けた申請者は、補聴器の購入又は修理を行い、軽度・中等度難 聴児補聴器購入費等助成事業請求書(様式第5号)に領収書又は領収書の写しを添えて、市長に助成 金を請求するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

名称	価格(円)	価格に含まれるもの	耐用年数
補聴器の購入	43, 900 円	・補聴器本体及び電池 ※イヤモールドを必要とする 場合は、価格に 9,000 円を加 える。	5年
補聴器の修理	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18年9月29日厚生労働省告示第528号)に規定する基準額		